

柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月29日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第21号

柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

柴田町長等の給与及び旅費支給条例（昭和31年柴田町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	給料月額	区分	給料月額
町長	<u>907,000円</u>	町長	<u>904,000円</u>
副町長	<u>702,000円</u>	副町長	<u>700,000円</u>
教育長	<u>595,000円</u>	教育長	<u>593,000円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。